

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由（※）によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 道路陥没事故の影響による顧客の減少、取引先の操業停止などが該当します。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

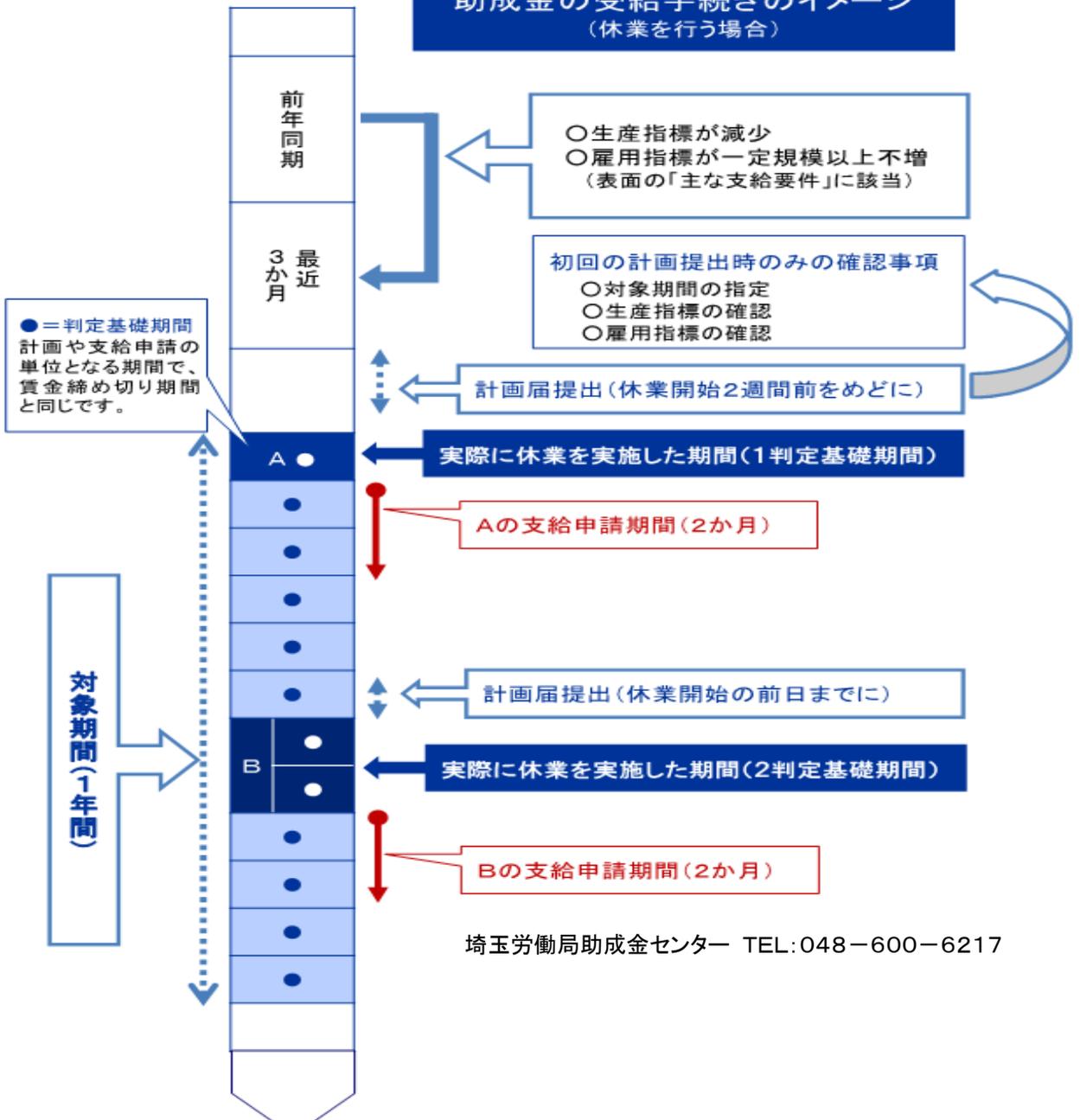
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※ 休業等の場合、支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。

詳しくは雇用調整助成金ガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>)をご確認ください。



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



埼玉労働局助成金センター TEL:048-600-6217

詳細は最寄り、管轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください(下表参照)

相談窓口(安定所名)	住所・電話番号	管轄地域	相談窓口(安定所名)	住所・電話番号	管轄地域
埼玉労働局 職業対策課 助成金センター	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー17階 TEL 048-600-6217	埼玉県内	所沢公共職業安定所 (ハローワーク所沢)	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 (所沢合同庁舎)(1階、2階) TEL 04-2992-8609	所沢市、狭山市、入間郡三芳町、入間市(仏子・野田・新光をのぞく)
川口公共職業安定所 <駅前庁舎> (ハローワーク川口)	〒332-0015 川口市川口3-2-2 リフレ川口一番街2号棟1F TEL 048-229-8609	川口市、蕨市、戸田市	飯能出張所 (ハローワーク飯能)	〒357-0021 飯能市双柳94-15 (飯能合同庁舎) TEL 042-974-2345	飯能市、日高市、入間郡(毛呂山町、越生町)、入間市(のうち仏子・野田・新光)
熊谷公共職業安定所 (ハローワーク熊谷)	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2 TEL 048-522-5656	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	秩父公共職業安定所 (ハローワーク秩父)	〒369-1871 秩父市下影森1002-1 TEL 0494-22-3215	秩父市、秩父郡(皆野町、長瀬町、小鹿野町、横瀬町)
本庄出張所 (ハローワーク本庄)	〒367-0053 本庄市中央2-5-1 TEL 0495-22-2448	本庄市、児玉郡(上里町、美里町、神川町)	春日部公共職業安定所 (ハローワーク春日部)	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3 TEL 048-736-7611	春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡宮代町
大宮公共職業安定所 (ハローワーク大宮)	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525 TEL 048-667-8609	さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市(旧吹上町、旧川里町をのぞく)、上尾市、福川市、北本市、蓮田市、北足立郡伊奈町	行田公共職業安定所 (ハローワーク行田)	〒361-0023 行田市長野943 TEL 048-556-3151	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市(のうち旧吹上町、旧川里町)
川越公共職業安定所 (ハローワーク川越)	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 (川越合同庁舎) TEL 049-242-0197	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市	草加公共職業安定所 (ハローワーク草加)	〒340-8509 草加市弁天4-10-7 TEL 048-931-6111	草加市、三郷市、八潮市
東松山出張所 (ハローワーク東松山)	〒355-0073 東松山市上野本1088-4 TEL 0493-22-0240	東松山市、比企郡(小川町、嵐山町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、鳩山町)、秩父郡東秩父村	朝霞公共職業安定所 (ハローワーク朝霞)	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37 TEL 048-463-2233	朝霞市、志木市、和光市、新座市
浦和公共職業安定所 (ハローワーク浦和)	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40 TEL 048-832-2461	さいたま市のうち中央区・桜区・浦和区・南区・緑区	越谷公共職業安定所 (ハローワーク越谷)	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6 TEL 048-969-8609	越谷市、吉川市、北葛飾郡松伏町